

明るい選挙推進のために

平成25年度



青森県明るい選挙推進協議会
選挙をきれいにする国民運動青森県本部
青森県選挙管理委員会

(表 紙)

平成24年度明るい選挙啓発ポスター最優秀作品

高等学校の部

青森県立五所川原工業高等学校3年

成 田 杏 子

現代選挙の二つの問題点

民主主義の基本は選挙にあります。その選挙は、20歳以上の市民に等しく選挙権が付与されているのを普通選挙と呼びます。そしてその与えられた一票の価値がすべて平等でなければならない、というのを平等選挙と呼びます。しかし、国政選挙など選挙区のある選挙では、選挙区の人口の多寡によって一票の価値に違いがでてきます。たとえば、第46回衆議院議員総選挙の際は、高知県第3区の有権者の一票に対し、人口の多い千葉県第4区の有権者の一票は0.41の価値よりありませんでした。一票の価値格差が広がりました。そこで第46回衆院選後に、この格差是正についての訴訟があり、ほとんどの高等裁判所は、違憲状態であるとしました。特に広島高裁は、はっきりと違憲とし、期限付きながら選挙無効としました。

憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という条文があり、一票の価値格差の放置は、当然ながら憲法違反に当たります。この格差是正の仕事をするのが国会議員なのです。ところが自分の選挙当落に関わる仕事を誰も積極的にしようとしません。そこで各地で訴訟がおこりほとんどの高裁は違憲状態としました。しかし、最高裁がはっきりと違憲としないため、政治家はそれをよいことに定数は正などで格差の是正に手をつけません。しかし、次の選挙までには、抜本的な格差是正をしなければならないところまでできています。

現代選挙のもう一つの問題は、低投票率の問題があります。特に国政選挙の投票率は50%台にまで落ち込んでいます。青森県は第46回衆院選で54.20%、高知県に次ぐ低さでした。また、第23回参議院議員通常選挙では全国最下位の46.25%でした。本県の投票率の低さについて、私は、ある新聞社の記者から県民の政治意識が低いのか、と質問を受けたことがあります。何とも答えられなかった悔しさを覚えています。全国的にも投票率が低い中でも本県はいつも最下位の方に位置しています。何故なのだろうかと考えこんでしまいます。

有権者を投票所に足を運ばせるには次の要件があります。投票したい人がいること、知人から頼まれたこと、選挙の争点があきらかにしていること、などです。ところが、今回、本県の衆院選も参院選も投票日前に、当選する候補が分かっていることがありました。そうすると、投票したい人がいるか、頼まれた人がいるかに限定されて、多くは棄権に回ります。それでも、選挙の争点だけでもあきらかにしていると、政策を選んで投票に行く人も出てきますが、争点もぼやけてしまいました。本県の有権者の政治意識が低いのではなく、選挙が魅力のないものになってしまっていたのです。

それでも、この低投票率は褒められたものではありません。各地方自治体明推協の常時啓発活動に期待したいと思います。

平成25年12月

青森県明るい選挙推進協議会会長
木村良一

目 次

I	平成25年度青森県明るい選挙推進運動要領	1
II	平成25年度青森県明るい選挙推進事業概要	
1	平成25年度青森県明るい選挙推進事業計画	6
2	平成24年度事業予算及び平成25年度事業予算	11
3	平成25年度選挙出前講座実施要領	12
4	明るい選挙出前講座推進事業	18
5	啓発用教材映画フィルム等	22
III	平成24年度青森県明るい選挙推進事業実績	31
IV	資 料	
1	青森県明るい選挙推進協議会規約	37
2	青森県明るい選挙推進協議会構成員名簿	39
3	明るい選挙推進協議会北海道・東北地区連絡協議会規約	40
4	選挙をきれいにする国民運動青森県本部設置要領	42
5	明るい選挙推進基本要領	44
6	選挙常時啓発事業推進要綱	46
7	選挙をきれいにする国民運動推進要綱	48
8	市町村における明るい選挙推進協議会等の設置状況	51
9	市町村長及び議会議員の任期満了日	52
10	選挙人名簿登録者数	53
11	県・市町村委員職員名簿	54

I 平成25年度青森県明るい選挙推進運動要領

平成25年度青森県明るい選挙推進運動要領

1 目 的

この要領は、平成25年度における明るい選挙推進運動を県民運動として円滑かつ効率的に推進するため、県及び市町村の関係機関・団体が一体となって行うべき基本方針を定めることを目的とする。

2 運動の基本

民主主義の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに、かつ適正に行われることが不可欠の要件である。そのためには、政党及び公職の候補者をはじめとする選挙運動に携わる関係者すべてが良識ある行動をとることが望まれることはもちろんであるが、より一層重要なことは、県民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識及び高い選挙道義を身につけることである。

そのためには、各種研修会における話し合い活動を充実させ、県民一人一人の政治的判断能力を高める必要がある。

また、将来を担う子どもたちにも、早い段階から社会の一員、主権者という自覚を持たせるためにも、学校教育との連携が重要となる。

したがって、本年度における明るい選挙推進運動は、次に掲げる基本的な考え方にに基づき、重点的かつ効果的な事業を推進するものとする。

(1) 明るい選挙推進体制の強化

明るい選挙推進運動が真の県民運動として定着するためには、民間団体の自主的、積極的な活動が不可欠の要件である。

このため、運動の中核的な組織である明るい選挙推進協議会の一層の充実・強化に努めるとともに、行政サイドにおいても、県と市町村及び市町村相互間の連携を更に深め、明るい選挙推進運動の計画的かつ効率的な推進を図るよう努めるものとする。

(2) 環境基盤の醸成

明るい選挙推進運動を県民運動として推進するため、この運動の意義の周知を図るとともに、県民が選挙、政治等を身近なものにするための啓発を行うものとする。

これらについては、県・市町村の関係機関、明るい選挙推進協議会、その他の団体等あらゆる機関を通じて行うとともに、マスメディアの積極的な活用をも考慮しながら、この運動の推進の気運の醸成を図るものとする。

(3) 社会教育機関・団体との連携

明るい選挙推進運動は、すべての有権者が主権者としての自覚を高めるとともに、豊かな政治常識を身につけることを終局の目的としており、社会教育活動の領域と密接な関係を持っている。

このことから、社会教育機関・団体との連携を強化し、地域づくりをめざした生活学習から政治学習への展開をより一層推進するものとする。

(4) 指導者養成の推進

話し合い学習を中心とする明るい選挙推進運動を、リーダーによる適切な指導のもとに進めるため、リーダーの養成と既存リーダーの資質の向上を図るための研修会等を行うものとする。

(5) 話し合い学習活動の推進

自主的な話し合い学習活動ないし行動実践が明るい選挙推進の基本的態様であることから、グループの適切な育成及び運動の指導を行うものとする。

(6) 明るい選挙推進運動の普及拡大

明るい選挙を実現させるためには、明るい選挙推進協議会をはじめとする各団体が主体的に活動を推進するのみならず、有権者一人一人の明るい選挙推進運動への理解・参画が欠かせないため、これらを対象とした研修会等を実施し、明るい選挙推進運動を普及拡大していくものとする。

(7) 学校教育との連携

将来の有権者である小・中・高校生についても、政治や選挙の意義について正しく理解していただくことが必要であるため、学校教育と連携し、選挙出前講座等を実施するものとする。

3 重点実施事項

本年度において重点的に実施すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 選挙をきれいにし、金のかからない選挙の実現を図るため、政治意識の高揚、選挙の倫理化運動の展開、公職選挙法の寄附禁止に係る制度の周知に努める。
- (2) 各地域ですすすめられている生涯学習活動と連携することにより、有権者の自治意識及び政治、選挙への参加意識の高揚を図る。
- (3) 青年、女性及び高齢者がこの運動に参加する気運を醸成するため、選挙・政治意識の高揚を図る運動を地域において展開する各層のリーダーを育成していく。
- (4) 明るい選挙推進運動の底辺を広めるためには地域における協議会の活動が重要である。このことから、組織の見直しや教育関係機関及び公民館との連携等により組織・活動の活性化を図る。
- (5) 将来の有権者である小・中・高校生への働きかけを行い、子どもたちの政治や社会に対する意識を高めるなど、時代に即した新しい役割を担っていく。
- (6) 今年度行われる参議院議員通常選挙に向けて、主権者意識、自治意識及び政治・選挙への参加意識の高揚を図るための学習会、投票総参加の呼びかけ等を重点的に実施する。

4 事業実施に当たっての留意点

(1) 全般的事項

ア 明るい選挙推進運動は、県及び市町村を通じて総合的かつ体系的に推進すべきことから、県と市町村の関係機関は相互に協力し、補完しあうこと。

イ 事業の推進に当たっては、地域の実情を考慮し、それに適合する事業を重点的かつ効果的に行うこと。

ウ 明るい選挙の推進を積極的かつ効率的に行うため、市町村にあっても、協議会、公民館、その他の関係機関が協議の上、明るい選挙推進運動要領を定めること。

エ 市町村においては、事業の効率化を図る上で、県及び他市町村との共同事業（県の補完事業を含む。）について検討すること。

オ 事業の日程、内容等については、できるだけ早い時期に定め、一般参加者を予定する場合には、前もって関係機関、事業所等へ協力依頼するとともに、広報紙、広報無線、その他の広報媒体の積極的活用を図ること。

(2) 個別的事項

ア 明るい選挙推進体制の強化

(ア) 市町村においては、構成員、活動事業内容等組織の見直しを行い、実効ある協議会活動ができる体制作りを努めること。また、県においてもそのための指導、助言等を適宜行っていくこと。

(イ) 市町村においては、協議会の委員に実践的な青年、女性、白バラ会員、啓発研修の受講生等を積極的に充てること。

イ 環境基盤の醸成

(ア) マスメディア（テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等）の活用を図るため、関係機関の積極的な協力を求めること。

(イ) 政治に対する参加は投票をもって終わるのではなく、その後の政党、首長及び議員の活動を見守ることが大切であるので、政党の政策についての話し合い、地域づくりへの参画、議会の傍聴などの重要性を積極的にアピールしていくこと。

ウ 指導者養成の推進

(ア) 指導者の不足は各市町村とも共通の問題であるので、指導者を養成するため、(財)明るい選挙推進協会が実施する各種研修への参加を推進していく。また、市町村においては県等が主催する各種研修に積極的に参加するよう努めること。

(イ) 研修参加者の決定に当たっては、予め、協議会、公民館、その他社会教育機関で十分協議を行い、地域の指導者にふさわしい人を掘り起こすこと。

(ウ) 指導者が日常生活のなかで活動を行い得るような適切な指導・助言

に努めること。

エ 話し合い学習活動の推進

- (ア) 話し合いグループの組織化を図るため、既存の各種のグループ、サークル等の団体についてもその活動を通して政治意識を喚起するように指導を行い、また、新規に養成された指導者による新たなグループの結成のための指導を行うこと。
- (イ) 地域にかかわる身近な地方の政治、行政などに関する具体的な生活課題などを積極的に取り入れ、行動と実践に結びつくような研修会、講演会、話し合い活動を積極的に実施すること。

オ 明るい選挙推進運動の普及拡大

- (ア) 既存の各種グループ、サークル等の団体を対象とした活動のほか、一般有権者を対象とした研修等を積極的に実施すること。開催に当たっては、一般の有権者の考えを把握するためにも、広く一般有権者に周知し、参加していただくこととすること。

カ 学校教育との連携

- (ア) 各教育機関と連携・協力し、小学校、中学校及び高等学校における選挙出前講座の実施や、児童会・生徒会役員の選挙や学校行事における投票箱等の貸出しなど、小・中・高校生を対象とした活動を積極的に行うこと。

Ⅱ 平成25年度青森県明るい選挙推進事業概要

1 平成25年度青森県明るい選挙推進事業計画

平成25年度青森県明るい選挙推進運動要領に基づき、県が実施する事業計画は、次のとおりとする。

1 明るい選挙推進体制の強化

(1) 市町村推協会長・選管委員長合同研修会

各市町村の推協会長・選管委員長の合同研修会を開催し、平成25年度における選挙啓発の基本方針を確認する。

- ア 実施時期 5月（下旬）
- イ 場 所 青森市
- ウ 対象者 市町村推協会長・選管委員長・啓発担当者

2 環境基盤の醸成

(1) 広報媒体利用啓発事業

県の広報及びホームページを活用し、明るくきれいな選挙実現の気運を醸成するとともに、選挙制度の周知を図る。

(2) 啓発資材作成等事業

啓発資材を作成して、全市町村へ配布し、きれいな選挙の周知を図る。また、啓発ビデオ等を購入し、各種学習会等での活用を図る。

3 指導者養成の推進

(1) ヤングフォーラム

選挙権を得て間もない20代及び30代の青年等を対象に、社会人としての権利と責任の自覚を促し、政治、選挙に対する意識及び地域参加意識の高揚を図るとともに、ヤングフォーラム修了生や研修参加者相互の交流によって、地域における青年層の学習グループづくりのための条件整備を図る。

- ア 実施時期 8月（下旬）
- イ 場 所 青森市

ウ 対象者 20代・30代の青年等及びヤングフォーラム修了生

(2) 明るい選挙推進公開講座

一般の有権者を対象に、政治・選挙をはじめ、地域の身近な課題について講演会を開催し、地域づくり、明るいまちづくりの運動に対する理解と関心を持ってもらい、明るい選挙推進運動の底辺拡大を図る。

ア 実施時期 11月
イ 場 所 青森市
ウ 対象者 一般有権者

(3) 指導者等特別研修事業

中央及び北海道・東北ブロック等で開催される各種研修会に関係者を参加させ、指導者の育成を図る。

ア 全国フォーラム (東京都)
イ 都道府県・指定都市選挙管理委員会選挙啓発事務担当者研修会 (東京都)
ウ 明るい選挙リーダーフォーラム (福島県)
エ 若者リーダーフォーラム (山形県)
オ 地域コミュニティフォーラム (秋田県)

4 話し合い学習活動の推進

(1) 明るい選挙出前講座推進事業

各市町村において開催する明るい選挙出前講座と共催し、講師等の人材の派遣及びそれに伴う財政支援を行うとともに、社会教育機関・団体との共催事業を実施する。

ア 実施時期 随時

(2) 明るい選挙推進協議会組織・活動活性化事業

県内を4ブロックに分け、社教・公民館の事業と連携を図りながらブロック内の明るい選挙推進協議会の組織・活動の活性化を進める。

ア 研修グループ

(ア) 第一ブロック 青森市 五所川原市 平内町 今別町 蓬田村

	外ヶ浜町	板柳町	鶴田町	中泊町	
(イ) 第二ブロック	三沢市	むつ市	野辺地町	七戸町	横浜町
	東北町	六ヶ所村	大間町	東通村	風間浦村
	佐井村				
(ウ) 第三ブロック	八戸市	十和田市	六戸町	おいらせ町	三戸町
	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村
(エ) 第四ブロック	弘前市	黒石市	つがる市	平川市	鱒ヶ沢町
	深浦町	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村

イ 実施時期

- (ア) 第一ブロック：10月下旬
- (イ) 第二ブロック：11月上旬
- (ウ) 第三ブロック：11月下旬
- (エ) 第四ブロック：12月上旬

ウ 対象者 県及び市町村社会教育担当者、啓発担当者、公民館関係者並びにブロック内市町村明るい選挙推進協議会委員等

エ 実施回数 各ブロック1回

5 学校教育との連携

(1) 選挙出前講座

将来の有権者である児童・生徒が選挙の重要性を学び、日頃から政治や選挙に対する関心を高めるため、県内の小学校、中学校及び高等学校において選挙出前講座を実施する。

ア 実施時期 随時

(2) 投票箱等の貸出し

児童会・生徒会役員の選挙や学校行事の際に、学校からの要望を受けて、市町村選挙管理委員会が所有する投票箱等の貸し出しを行う。

ア 実施時期 随時

6 その他の事業

(1) 選挙啓発ポスター作品募集事業

選挙啓発ポスターを県内小学校児童並びに中学校及び高等学校の生徒から募集し、優秀作品については、表彰することとし、児童、生徒の選挙啓発に対する関心を深めるとともに優秀作品の展示を行うことにより一般の県民の政治意識の高揚に努める。

- ア 作品募集期間 5月～9月
- イ 県内作品展示 12月～2月

(2) 県明るい選挙推進協議会運営事業

明るい選挙推進運動を効率的に推進するために、各種事業の運営方法及び構成する各種機関、団体の情報等について協議する。

- ア 推協総会 年1回（4月下旬）
- イ 推協役員会 年1回（3月中旬）

月 別 事 業 計 画 書

月／事業名	選挙管理委員会・推進協議会						
4	○ 県明るい選挙推進協議会総会（下旬）						
5	○ 選挙啓発ポスター作品募集（5月～9月） ○ 市町村推協会長・選管委員長合同研修会（下旬）						
6							
7							
8	○ ヤングフォーラム（下旬）						
9							
10	○ 推協組織・活動活性化事業（10月～12月）						
11	○ 明るい選挙推進公開講座						
12	○ ポスターコンクール優秀作品展示（12月～2月）						
1							
2							
3	○ 県明るい選挙推進協議会役員会（中旬）						
随 時	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○ 選挙出前講座</td> <td style="width: 50%;">○ 投票箱等の貸出し</td> </tr> <tr> <td>○ 明るい選挙出前講座推進事業</td> <td>○ 指導者等特別研修事業</td> </tr> <tr> <td>○ 広報媒体利用啓発事業</td> <td>○ 啓発資材作成購入事業</td> </tr> </table>	○ 選挙出前講座	○ 投票箱等の貸出し	○ 明るい選挙出前講座推進事業	○ 指導者等特別研修事業	○ 広報媒体利用啓発事業	○ 啓発資材作成購入事業
○ 選挙出前講座	○ 投票箱等の貸出し						
○ 明るい選挙出前講座推進事業	○ 指導者等特別研修事業						
○ 広報媒体利用啓発事業	○ 啓発資材作成購入事業						

2 平成24年度事業予算及び平成25年度事業予算

(単位：千円)

事業名	平成24年度 当初予算	平成24年度 現計予算	平成25年度 当初予算
1 県明るい選挙推進協議会運営事業	1, 125	1, 115	1, 076
2 啓発用資料資材作成購入事業	110	80	110
3 市町村推協会長・選管委員長合同研修会	94	74	94
4 指導者等特別研修事業	829	829	899
5 ヤングフォーラム	351	268	351
6 明るい選挙推進公開講座	711	171	611
7 推協組織・活動活性化事業	242	242	242
8 選挙啓発ポスターコンクール	707	603	707
9 明るい選挙出前講座推進事業	700	309	700
10 選挙出前講座	108	108	108
11 政治資金関係事務費	300	300	300
合 計	5, 277	4, 099	5, 198

3 平成25年度選挙出前講座実施要領 (小学校、中学校)

1 趣旨

将来の有権者である児童・生徒に選挙の重要性について学習していただくことにより、政治や選挙に対する関心を高める。

2 主催

青森県選挙管理委員会、青森県明るい選挙推進協議会
(共催：市町村選挙管理委員会、市町村明るい選挙推進協議会)

3 対象校

対象校は本講座の実施を希望する小学校及び中学校とする。

4 実施時期

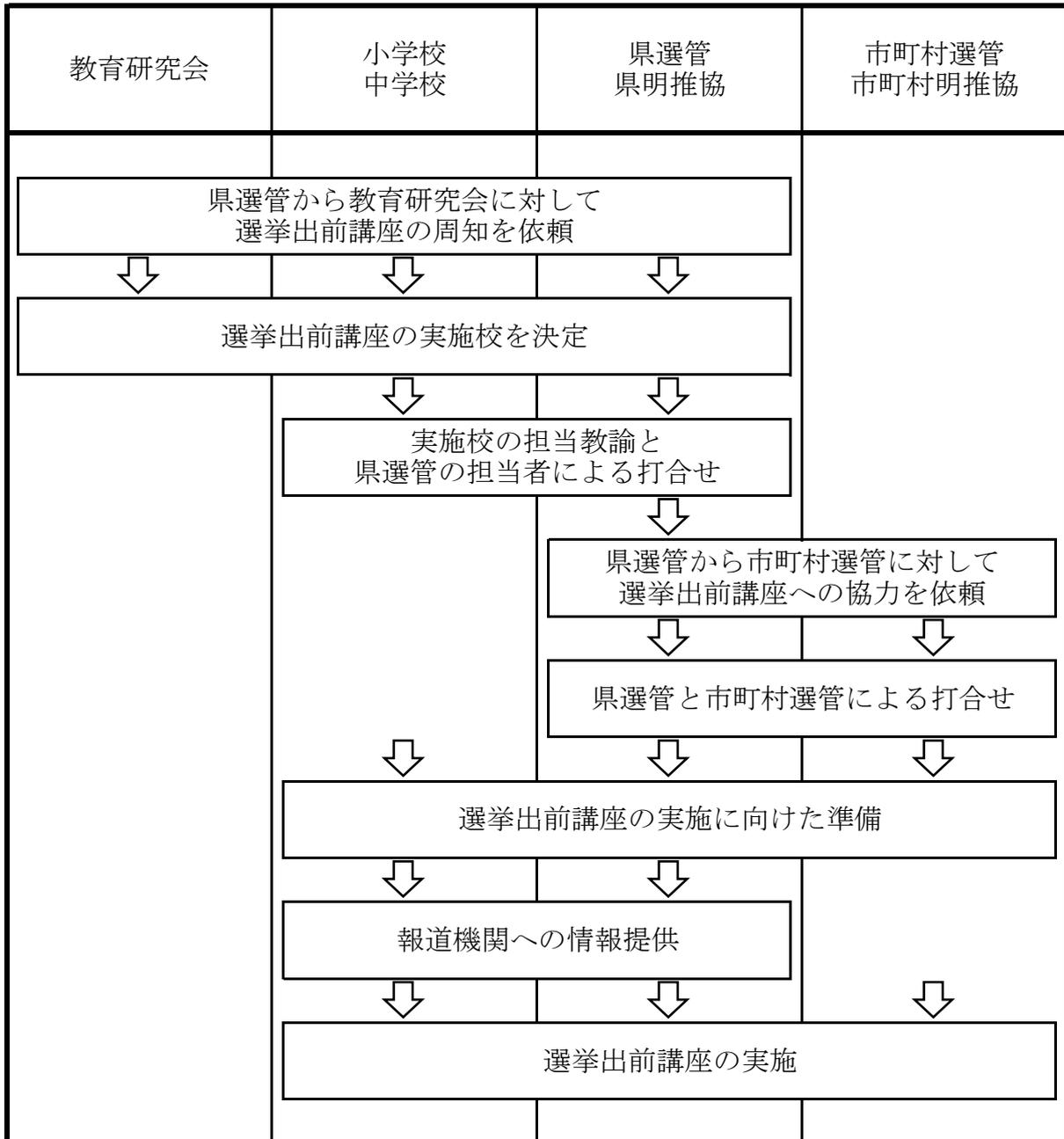
実施時期は対象校との協議により決定し、応募校が多数の場合や同時期に重なった場合等は調整する。

5 内容

おおむね次のとおり実施するが、実施時間や内容等の詳細は対象校と事前に調整する。
この他、投票箱や記載台などの貸出もしているので、各学校において工夫して授業を実施することも可能。

項 目	時間	内 容
・選挙に関する講座	10分	・県選管の職員等から選挙の意義などを説明 例) 投票率の推移、若者の低投票率による影響、 なぜ選挙が大切か、投票方法等
・模擬投票 ・選挙クイズ 〔実際の投票箱や記載台などを活用〕	30分 〔小学校 25分〕	・テーマ (例) 「架空の市の市長を選ぼう」 ・県選管の職員等を候補者とし、演説を実施 ・投票時の受付や立会人は県選管の職員等が対応 ・児童・生徒には事前に投票所入場券を配布し、投票用紙と交換して投票 ・開票作業には児童・生徒の代表も参加 ・開票作業中に選挙に関するクイズを出題 ・模擬投票の結果発表
・まとめ ・質疑応答 ・アンケート	10分	・まとめのメッセージ ・児童・生徒との質疑応答 ・アンケートを実施

6 実施までの流れ



平成 年 月 日

平成25年度選挙出前講座申込書

学 校 名		
参加予定者	学 年	
	人 数	
実 施 希 望 時 期		
連 絡 先	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
要 望 事 項		

<記入例>

平成〇年〇月〇日

平成25年度選挙出前講座申込書

学 校 名		〇〇市立〇〇中学校
参加予定者	学 年	3年
	人 数	100人
実 施 希 望 時 期		10月上旬
連 絡 先	担 当 者 名	〇〇 〇〇
	電 話 番 号	017-***-***
要 望 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇について詳しく話してほしい。 ・〇〇を貸出してほしい。

平成25年度選挙出前講座実施要領 (高等学校)

1 趣旨

将来の有権者である生徒に選挙の重要性について学習していただくことにより、政治や選挙に対する関心を高める。

2 主催

青森県選挙管理委員会、青森県明るい選挙推進協議会
(共催：市町村選挙管理委員会、市町村明るい選挙推進協議会)

3 対象校

対象校は本講座の実施を希望する高等学校とする。

4 実施時期

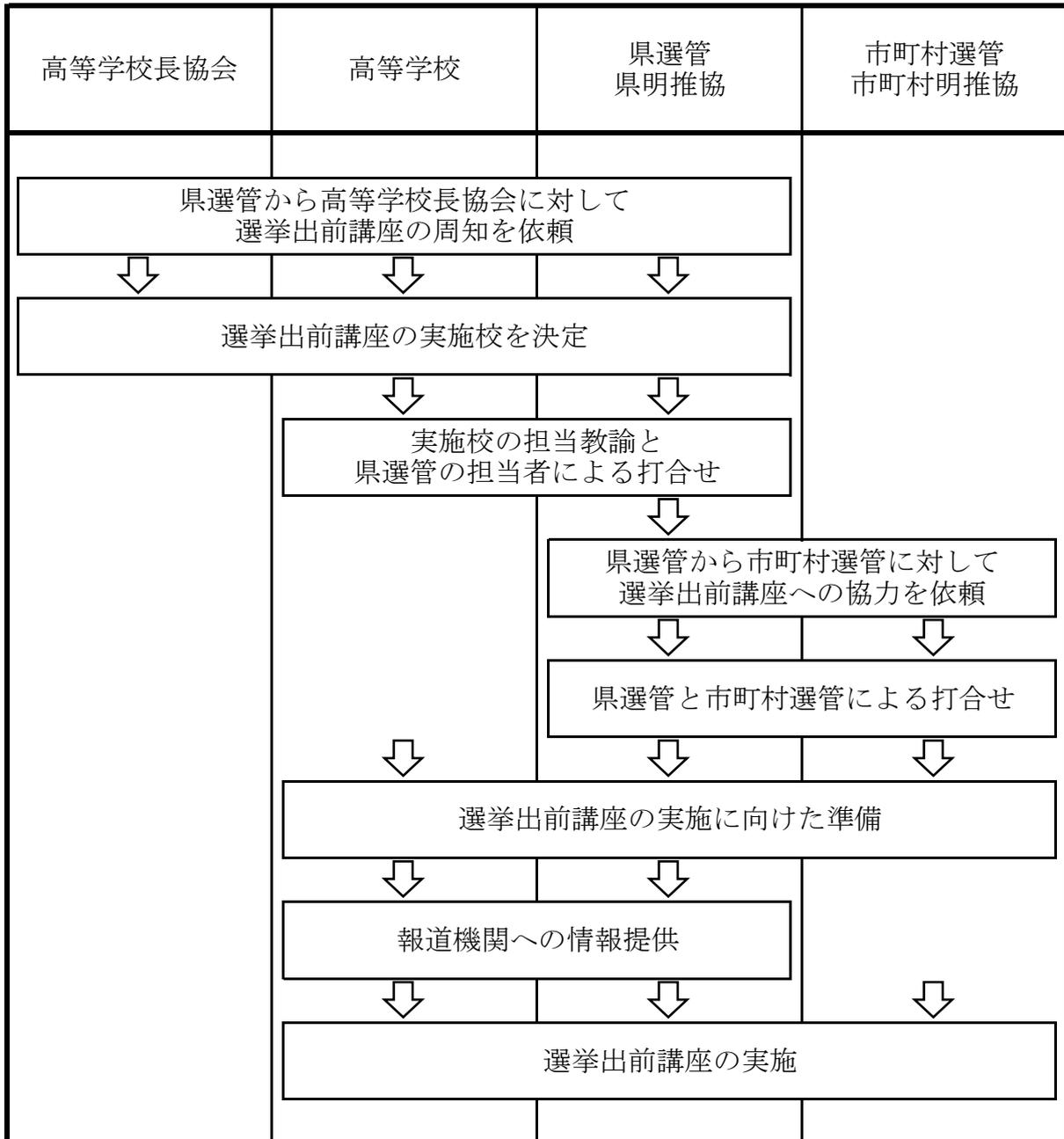
実施時期は対象校との協議により決定し、応募校が多数の場合や同時期に重なった場合等は調整する。

5 内容

おおむね次のとおり実施するが、実施時間や内容等の詳細は対象校と事前に調整する。
この他、投票箱や記載台などの貸出もしているので、各学校において工夫して授業を実施することも可能。

項 目	時間	内 容
・選挙に関する講座	10分	・県選管の職員等から選挙の意義などを説明 例) 投票率の推移、若者の低投票率による影響、 なぜ選挙が大切か、投票方法等
・模擬投票 ・選挙クイズ 〔 実際の投票箱や 記載台などを活用 〕	30分	・テーマ (例) 「架空の市の市長を選ぼう」 ・県選管の職員等を候補者とし、演説を実施 ・投票時の受付や立会人は県選管の職員等が対応 ・児童・生徒には事前に投票所入場券を配布し、投票 用紙と交換して投票 ・開票作業には児童・生徒の代表も参加 ・開票作業中に選挙に関するクイズを出題 ・模擬投票の結果発表
・まとめ ・質疑応答 ・アンケート	10分	・まとめのメッセージ ・児童・生徒との質疑応答 ・アンケートを実施

6 実施までの流れ



平成25年度選挙出前講座申込書

学 校 名		
参加予定者	学 年	
	人 数	
実 施 希 望 時 期		
連 絡 先	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
要 望 事 項		

<記入例>

平成〇年〇月〇日

平成25年度選挙出前講座申込書

学 校 名		青森県立〇〇高等学校
参加予定者	学 年	2年
	人 数	100人
実 施 希 望 時 期		10月上旬
連 絡 先	担 当 者 名	〇〇 〇〇
	電 話 番 号	017-***-***
要 望 事 項		<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇について詳しく話してほしい。 ・〇〇を貸出してほしい。

4 明るい選挙出前講座推進事業

1 目的

各市町村において開催する明るい選挙出前講座と共催し、講師を派遣するほか、社会教育機関・団体との共催事業を実施する。

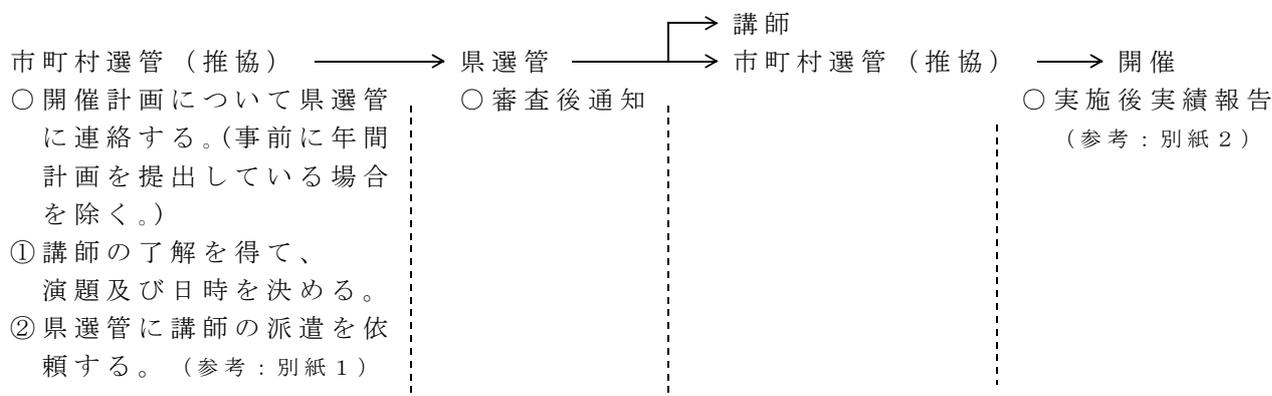
2 対象

- (1) 市町村選管、推協が主催する明るい選挙出前講座において講演する講師の謝金及び旅費
- (2) 県で負担する内容は、
謝金：9,800円（2時間まで）
旅費・日当：県内の方のみを対象として支給（宿泊が必要な場合は宿泊費）
- (3) 参集人員：特に制限はない。

3 活用にあたっての留意事項

- (1) 計画について
県の予算の関係上、以下の事項について事前に連絡する。
なお、全市町村の開催件数が多い場合は、調整することがあります。
 - ① 出来るだけ推協の年間事業計画に回数等を盛り込み、案の段階で県に相談する。
 - ・開催回数、講師及び演題
 - ② 計画以外で開催したい場合は、講師を依頼する前に県に相談する。
 - ・時期、講師及び演題
- (2) 講師の選定について
 - ① 基本的に明るい選挙推進運動に理解のある方（県、市町村の明るい選挙推進協議会関係者）
 - ② ①以外の場合、社会教育関係機関に相談すること。また、2の(2)及び下記(3)の内容で承諾する方
 - ③ 公職の候補者（公職にある者を含む。）及び公職の候補者となろうとする者は、対象としない。
- (3) 講師を依頼する場合
 - 演題について、「政治」や「選挙」という言葉を必ずしも使う必要はない。むしろ地域住民が興味を持つようなものになるよう工夫する。
講演内容と政治が関係あること、あるいは、地域の問題や選挙に関心を持つことが重要であること等、政治意識の高揚に関する話に必ず触れるよう依頼すること。（時間は必ずしも多くを要するものではない。）

4 活用する場合の手続き



青森県選挙管理委員会委員長 殿

市（町・村）選挙管理委員会
委員長
(市（町・村）明るい選挙推進協議会
会長)

明るい選挙出前講座の開催に係る講師派遣について（依頼）

市（町・村）民の政治及び選挙に対する意識の高揚を図るため、下記により明るい選挙出前講座を実施しますので、講師の派遣について、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

1 日 時	平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
2 開催場所	
3 演 題	
依頼内容	
4 講師職 <small>ふりがな</small> 氏名	
5 講師住所等	(〒 -) (電話番号 - -)
6 口座番号	銀行・信金・信組 店(所) 普通・当座 農協・漁協 口座番号
7 参加対象者	計 人

(注) 「依頼内容」の欄には、講師が推協関係者以外の場合にのみ記入すること。
同欄に記入する際は、講師が講演において有権者の政治意識の高揚を図る内容に触れるよう依頼した内容について簡潔に記入すること。

明るい選挙出前講座実績報告書

選挙管理委員会
明るい選挙推進協議会

1 日時	平成 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
2 開催場所	
3 演題	
4 講師	職
	氏名
5 参加者	計 名
6 学習内容	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
7 備考	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>

- (注) 1 学習内容は、簡潔に記入してください。
 2 参加者の欄には、参加人員と参加者の層について記入してください。
 (例：高齢者・婦人、青年、農業者団体、町内会等)
 3 備考欄には、本事業に関する意見等がある場合、記入してください。

日 時		平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分まで		
場 所				
参加対象者		人		
演 題				
内容について				
講 師	職			
	(ふりがな) 氏 名	()	()	()
	住所(電話)	(- -)	(- -)	(- -)
振 込 先	金融機関名	銀行・信金・信組 農協・漁協	銀行・信金・信組 農協・漁協	銀行・信金・信組 農協・漁協
	店 舗 名	店 (所)	店 (所)	店 (所)
	口 座 種 別	普通 ・ 当座	普通 ・ 当座	普通 ・ 当座
	口 座 番 号			
	口 座 名 義			

独自の様式でも可

5 啓発用教材映画フィルム等

題 名	あ ら す じ	映写時間 媒 体																		
It's your CHOICE! (H18年度)	<p>It's your CHOICE!とは、若者に向けた選挙について考えるキャンペーンです。このDVDはその一環として5人の映画監督が5つのオムニバス映画を作成したものです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">作品</th> <th style="text-align: left;">監督</th> <th style="text-align: left;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>#1 主人公は君だ!</td> <td>河瀬直美</td> <td>36分40秒</td> </tr> <tr> <td>#2 空気</td> <td>飯田譲治</td> <td>18分33秒</td> </tr> <tr> <td>#3 生きがい(仮)</td> <td>林海象</td> <td>28分50秒</td> </tr> <tr> <td>#4 希望の党☆</td> <td>金子修介</td> <td>20分06秒</td> </tr> <tr> <td>#5 帰れない二人</td> <td>山田英治</td> <td>25分52秒</td> </tr> </tbody> </table>	作品	監督	時間	#1 主人公は君だ!	河瀬直美	36分40秒	#2 空気	飯田譲治	18分33秒	#3 生きがい(仮)	林海象	28分50秒	#4 希望の党☆	金子修介	20分06秒	#5 帰れない二人	山田英治	25分52秒	2時間 10分 DVD
作品	監督	時間																		
#1 主人公は君だ!	河瀬直美	36分40秒																		
#2 空気	飯田譲治	18分33秒																		
#3 生きがい(仮)	林海象	28分50秒																		
#4 希望の党☆	金子修介	20分06秒																		
#5 帰れない二人	山田英治	25分52秒																		
走り続けるト ップランナー ～50周年を 迎えた品川区 明るい選挙推 進協議会～ (H19年度)	<p>昭和32年に設立された品川区明るい選挙推進協議会。半世紀もの長きにわたり活発に活動を続けられてきた秘訣を探ります。</p> <p>内容としては、自主ボランティア団体への組織改革の取組み、機能的に動く4つの専門部（総務部、事業部、広報部、研修部）と8つの地区会の役割を紹介します。</p>	24分 DVD																		
あなたの参加 が未来をつく る! ～明推協運動 に取り組む若 者たちのメッ セージ～ (H19年度)	<p>全国各地で取組まれている若者による選挙啓発活動を紹介します。 (紹介する団体)</p> <p>①広島市明るい選挙ユースボランティア・チームG0III H19年7月に実施した参議院議員選挙期間中に投票を呼びかける啓発イベントの様を取り上げました。</p> <p>②ミニ選挙管理委員会2001 (in延岡) メンバー自ら企画し出演する、投票参加を呼びかけるCM作りを取り上げました。</p> <p>③明るい選挙推進サポーター (愛知県) 県内の小中学校を回って選挙の大切さを訴える「選挙出前トーク」について取り上げました</p>	25分 DVD																		
明日の社会を つくる明るい 選挙推進運動	<p>活動事例 (所沢市明るい選挙推進協議会、名古屋市青年選挙ボランティア、青年法政大学(山口県)、明るい選挙推進サポーター(愛知県)、品川区明るい選挙推進協議会、横浜市明るい選挙推進協議会)</p>	18分 DVD																		
くらしの中の 選挙 (アニメーション) (H23年度)	<p>選挙制度を解説 (民主主義と選挙、普通選挙と平等選挙、国政選挙と地方選挙、選挙権と被選挙権、代表制、選挙区制、投票、期日前投票と不在者投票、選挙権の歴史、若者の低投票率)</p>	30分 DVD																		
くらしの中の 選挙2 (アニメーション) (H24年度)	<p>選挙制度を解説 (投票区の原則、投票区と開票区、投票所、投票の方式、投票の記載事項と当選人の決定、期日前投票制度、不在者投票制度、在外選挙制度、開票所、投票の効力)</p>	30分 DVD																		

題名	あらすじ	映写時間 媒体
うるまでのびのGO!GO!選挙	選挙をよく知るための楽しいアニメーション。選挙の意義、仕組みや投票方法などを、ノリのいい音楽と親しみやすいアニメで説明。 (くらしと政治、多数決、代表者を選ぶ、くらしの代表者、候補者を知る、投票に行く、期日前投票、選挙のウンチク、開票、明るい選挙)	DVD
うるまでのびのGO!GO!明るい社会	おしりかじり虫で有名なクリエイターうるまでのび氏によるアニメ第2弾。政治選挙そのものではなく、その土台となる社会問題を紹介する。 (雇用問題、少子化問題、高齢化問題、環境問題、財政再建問題、アクション!)	DVD
選挙啓発 ゲーム	2つのゲームが楽しめる選挙啓発ゲームのCDです。 「選挙に行こうテクテクめいすいくん」 めいすいくんを操作し、投票へ向かうゲームです。 「選挙に行こう！一めきめき上達タイピングー」 選挙に触れながらタイピングを学べるゲームです。	Windows Me/2000/XP Macintosh Mac OS9.x~ /Mac OSX~

上記以外の選挙啓発資材（冊子、着ぐるみ等含む）の貸出もしています。

（別紙1）選挙啓発資材借用申請書様式、（別紙2）選挙啓発資材使用結果報告書様式

(別紙2) 選挙啓発資材使用結果報告書様式

選挙啓発資材使用結果報告書	
題 名	
使 用 状 況	(集会等の名称・場所・日時・参加者数等)
啓発資材に対する感想と希望	
備 考	
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>青森県選挙管理委員会委員長 殿</p> <p>使用者 所属団体名</p> <p>氏 名 印</p> <p>注) 1 備考欄には、フィルム、テープ等の調子、使用中の欠点等を記入してください。</p> <p>2 補修した場合は、その補修状況等も書いてください。</p>	

Ⅲ 平成24年度青森県明るい選挙推進事業実績

平成24年度青森県明るい選挙推進事業実績

事業の種類	開催日時・場所	事業の概要
1 市町村推協会長・選管委員長合同研修会	平成24年6月4日（月） 13:30～ 青森市 アスパム 5階あすなる	1 参加対象者 市町村推協会長・選管委員長・啓発事務担当者 2 参加者数 (1) 市町村関係者 85名 (2) 講師等 4名 3 内容 (1) 講演 演題：明推協活動の活性化と有権者教育の推進 講師：青森県明るい選挙推進協議会常任委員 渡部 一清 (2) 講演 演題：学生団体「選挙へGO!!」の常時啓発活動実践報告 講師：青森中央学院大学専任講師 佐藤 淳 学生団体「選挙へGO!!」
2 ヤングフォーラム2012	平成24年8月24日（金） 10:30～ 青森市 青森グランドホテル 2階芙蓉の間	1 参加対象者 主に20代及び30代の青年 2 参加者数 (1) 研修生 19名（男17名、女2名） ※職業別：学生13名、公務員等6名 ※前年度：19名（男11名、女8名） (2) 講師等 4名 (3) 事務局 3名 3 内容 (1) 講演 演題：地方自治の必要な理由 講師：青森県明るい選挙推進協議会会長 木村 良一 (2) 演習 課題：A地方公共団体の長の立候補の公約をつくろう 助言者：青森県明るい選挙推進協議会会長 木村 良一 青森県明るい選挙推進協議会常任委員 渡部 一清 青森県明るい選挙推進協議会委員 佐藤 淳 青森県明るい選挙推進協議会委員 西東 克介 (3) 各班発表、質疑応答 (4) 投開票 (5) 表彰式

事業の種類	開催日時・場所	事業の概要
3 指導者等特別研修事業	平成24年6月7日（木） 東京都文京区 文京シビックセンター スカイホール	都道府県・指定都市選挙管理委員会選挙啓発事務担当者研修会 ・出席者 千葉 茂（県選管）、田中 咲子（県選管）
	平成24年10月17日（水） ～18日（木） 北海道札幌市 チサンホテル札幌 2階ましゅう	地域コミュニティフォーラム（北海道・東北ブロック） ・出席者 榎引八千代（県明推協副会長）、 川上 権三郎（県明推協副会長）、 佐藤 和子（青森市）、宮本 兼昭（弘前市）、 佐藤 道実（弘前市）、藤田 あつ志（弘前市）、 相馬 剛（弘前市）、竹内 博之（弘前市）、 阿保 朝隆（弘前市）、藤田 光子（八戸市）、 細越 紀雄（八戸市）、小比類巻 浩（三沢市）、 白戸 英行（つがる市）、千葉 茂（県選管）
	平成24年11月10日（土） ～11日（日） 宮城県仙台市 T K P 仙台カンファ レンスセンター カンファレンスルーム4B	若者リーダーフォーラム（北海道・東北ブロック） ・出席者 竹内 博之（弘前市）、松山 賢二（弘前市）、 阿保 朝隆（弘前市）、大山 智弘（八戸市）、 成田 晴樹（弘前市）、田中 咲子（県選管）
	平成25年1月28日（月） ～29日（火） 青森県青森市 青森国際ホテル 3階孔雀の間	明るい選挙リーダーフォーラム（北海道・東北ブロック） ・出席者 木村 良一（県明推協会長）、太田 公正（県選管）、 奈良岡 毅（県選管）、千葉 茂（県選管）、 田中 咲子（県選管）
	平成25年3月11日（月） ～12日（火） 東京都千代田区 学術総合センター 2階中会議場	(財)明るい選挙推進協会 総会 ・出席者 川上 権三郎（県明推協副会長）、 竹内 博之（弘前市）、福田 貴宏（青森市）、 廣瀬 陽史（平川市）、佐藤 淳（県明推協委員）、 田中 咲子（県選管） (財)明るい選挙推進協会 全国フォーラム ・出席者 川上 権三郎（県明推協副会長） 福田 貴宏（青森市）、廣瀬 陽史（平川市）、 佐藤 淳（県明推協委員）、田中 咲子（県選管）
	4 明るい選挙推進公開講座	平成24年11月21日（水） 13:00～

事業の種類	開催日時・場所	事業の概要																																																					
	青森市 青森国際ホテル 3階萬葉の間	(1) 事例発表等 事 例：指定病院等における不在者投票立会人研修 説明者：総務省選挙部管理課 事 例：選管インターンシップについて 説明者：学生団体「選挙へGO!!」 (2) 講演 演題：地域の自治とまちづくり 講師：国立仙台高等専門学校准教授 小地沢 将之																																																					
5 明るい選挙啓発ポスター作品募集事業	<p>＜作品募集期間＞ 平成24年5月8日（月） ～8月31日（金）</p> <p>＜作品審査会＞ 平成24年9月18日（火）</p> <p>青森市 青森県庁 議会棟6階第一委員会室</p> <p>＜入賞者表彰式＞ 平成24年10月9日（火） 青森市 ラ・プラス青い森 4階ル・シエル</p>	<p>1 作品応募状況</p> <table border="1" data-bbox="798 705 1420 929"> <thead> <tr> <th></th> <th>本年度</th> <th>昨年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 応募総数</td> <td>355点（43校）</td> <td>222点（35校）</td> </tr> <tr> <td>(2) 内訳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 小学校の部</td> <td>83点（15校）</td> <td>68点（18校）</td> </tr> <tr> <td>② 中学校の部</td> <td>227点（24校）</td> <td>147点（12校）</td> </tr> <tr> <td>③ 高校の部</td> <td>45点（4校）</td> <td>7点（5校）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 審査会の内容及び結果</p> <p>(1) 審査員 青森県明るい選挙推進協議会副会長 櫛引 八千代 青森県総合学校教育センター指導主事 芳賀 智志 (社)日展会友、(社)青森県文化振興会議理事 張山 田鶴子 青森県選挙管理委員会事務局長 大川 亜沙奈</p> <p>(2) 入賞者数</p> <table border="1" data-bbox="798 1332 1420 1601"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高校</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最優秀賞</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>優 秀 賞</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>入 選</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>準 入 選</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>佳 作</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>4</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>12</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 入賞作品 入選以上は表彰式を実施し、賞状を授与。 また、小・中学校部門の最優秀賞及び優秀賞、 高校部門の最優秀賞は中央審査に出品。</p> <p>3 入賞作品の展示</p> <p>(1) 青森市 場所：青森県立美術館 コミュニティギャラリー 期間：平成25年2月16日～2月19日</p> <p>(2) 弘前市 場所：イトーヨーカドー弘前店 地下連絡通路 期間：平成25年1月5日～1月8日</p>		本年度	昨年度	(1) 応募総数	355点（43校）	222点（35校）	(2) 内訳			① 小学校の部	83点（15校）	68点（18校）	② 中学校の部	227点（24校）	147点（12校）	③ 高校の部	45点（4校）	7点（5校）		小学校	中学校	高校	計	最優秀賞	1	1	1	3	優 秀 賞	2	2	2	6	入 選	3	3	3	9	準 入 選	3	10	2	15	佳 作	7	19	4	30	計	16	35	12	63
	本年度	昨年度																																																					
(1) 応募総数	355点（43校）	222点（35校）																																																					
(2) 内訳																																																							
① 小学校の部	83点（15校）	68点（18校）																																																					
② 中学校の部	227点（24校）	147点（12校）																																																					
③ 高校の部	45点（4校）	7点（5校）																																																					
	小学校	中学校	高校	計																																																			
最優秀賞	1	1	1	3																																																			
優 秀 賞	2	2	2	6																																																			
入 選	3	3	3	9																																																			
準 入 選	3	10	2	15																																																			
佳 作	7	19	4	30																																																			
計	16	35	12	63																																																			

事業の種類	開催日時・場所	事業の概要
		<p>(3) 八戸市 場所：八戸市庁 本館 1 階市民ホール 期間：平成24年12月19日～12月27日</p> <p>(4) 十和田市 場所：十和田市現代美術館 市民活動スペース 期間：平成25年2月9日～2月13日</p> <p>(5) むつ市 場所：むつ市立図書館 展示ホール 期間：平成25年1月16日～1月23日</p>
<p>6 市町村明るい選挙推進協議会組織・活動活性化事業</p>	<p><第一ブロック> 平成25年3月5日（火） 13:30～</p> <p>青森市 ラ・プラス青い森 2階カメラア</p>	<p>1 参加者数 市町村 3 3 名、講師等 1 名、事務局 1 名</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 講演 演題：参加と協働を通じた地域づくり ～NPOに学ぶ活動活性化のヒント～ 講師：青森県明るい選挙推進協議会委員 柏谷 至</p> <p>(2) 事例紹介・意見交換 テーマ：学校教育における政治意識の醸成について 説明者：青森県選挙管理委員会事務局職員</p>
	<p><第二ブロック> 平成25年2月25日（月） 13:30～</p> <p>むつ市 むつ市役所大会議室</p>	<p>1 参加者数 市町村 4 6 名、講師等 1 名、事務局 1 名</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 講演 演題：明推協活動を前進させるために 講師：青森県明るい選挙推進協議会副会長 川上 権三郎</p> <p>(2) 事例紹介・意見交換 テーマ：学校教育における政治意識の醸成について 説明者：青森県選挙管理委員会事務局職員</p>
	<p><第三ブロック> 平成25年2月22日（金） 13:30～</p> <p>八戸市 八戸市公会堂 2階大会議室</p>	<p>1 参加者数 市町村 5 5 名、講師等 1 名、事務局 1 名</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 講演 演題：明推協活動を前進させるために 講師：青森県明るい選挙推進協議会副会長 川上 権三郎</p> <p>(2) 事例紹介・意見交換 テーマ：学校教育における政治意識の醸成について 説明者：青森県選挙管理委員会事務局職員</p>

事業の種類	開催日時・場所		事業の概要	
	<p><第四ブロック> 平成25年2月28日（木） 13:30～</p> <p>弘前市 弘前市立観光館 研修室</p>		<p>1 参加者数 市町村56名、講師等1名、事務局1名</p> <p>2 内容 (1) 講演 演題：明推運動の灯を引き継ごう！ 講師：青森県明るい選挙推進協議会常任委員 渡部 一清</p> <p>(2) 事例紹介・意見交換 テーマ：学校教育における政治意識の醸成について 説明者：青森県選挙管理委員会事務局職員</p>	
<p>7 明るい選挙出前講座推進事業</p> <p>25回 (9市1村)</p> <p>昨年度24回 (8市2町1村)</p>	市町村名	開催期日	主 題	講 師 名
	弘前市 (11回)	H24. 5. 2	健康管理と選挙の役割について	梅村 芳文
		H24. 5. 18	津軽の神様、仏様	今井二三夫
		H24. 6. 9	震災その後とこれからの地域づくり	高田 敏幸
		H24. 9. 6	目屋の神様、仏様	今井二三夫
		H24. 10. 24	地域農業の現況と今後の課題について	石山 敬
		H24. 11. 10	地域住民の政治参加について	山崎 徹
		H24. 12. 9	これからのりんご産業と暮らしについて	原田 寿晴
		H25. 2. 15	郷土の昔話パート4	菊池 菊代
		H25. 2. 16	漢字よもやま話	大川 正行
H25. 3. 3	おもしろ経済学	秋田 具美		
H25. 3. 17	白神の森に生きる	工藤 光治		
八戸市	H24. 9. 30	選挙へ行こう	古里 ツセ	
黒石市	H24. 9. 28	青少年への指導を期待して	渡部 一清	
五所川原市	H24. 7. 12	共に生きるために	石川 徹一	
十和田市 (4回)	H24. 5. 9	ふるさと、十和田・奥入瀬・八甲田の真の魅力	川村 祐一	
	H24. 8. 17	投票所へ健康で行くための活力維持について	高橋 寛一	
	H24. 11. 2	童謡を楽しみましょう	中村 保子	
	H24. 12. 14	本場の中国茶を楽しもう	山端 美華	
三沢市	H25. 3. 19	マニフェストを読んで選挙に行こう！！	佐藤 淳	
むつ市	H24. 11. 6	青少年への指導を期待して	渡辺 一清	
平川市 (2回)	H24. 5. 29	自分たちにできること～音楽と選挙～	笹川 皇人	
	H25. 2. 24	笑顔の花が咲くまちをめざして～あなたの一票から～	齋藤千恵子	

事業の種類	開催日時・場所		事業の概要	
	つがる市 (2回)	H24. 5. 18 H24. 11. 28	明るい選挙推進活動とは何か 民主政治の基本は選挙にあり	木村 良一 木村 良一
	田舎館村	H24. 5. 11	何もねばって	福士 収蔵
8 選挙出前講座 3回	平成24年9月26日(水) 11:20~12:05		・開催校 八戸市立江陽中学校 ・対象 3年生(42名)	
	平成25年2月19日(火) 14:00~14:45		・開催校 八戸市立町畑小学校 ・対象 6年生(58名)	
	平成25年3月21日(木) 10:35~11:25		・開催校 青森県立田名部高等学校 ・対象 2年生(36名)	
9 啓発用資料資材作成等事業			(財)明るい選挙推進協会から次の物品を購入し、常時啓発事業で活用 めいすいくんメモ帳(800冊)、 めいすいくんルーペ付きしおり(200個)	
10 県明るい選挙推進協議会運営事業	平成24年4月12日(木) 13:30~ 青森市 ラ・プラス青い森 3階プリムラ		青森県明るい選挙推進協議会臨時役員会 ・案件 報告第1号 新委員の委嘱について	
	平成24年4月26日(木) 13:00~ 青森市 青森グランドホテル 2階平安の間		青森県明るい選挙推進協議会総会 ・案件 報告第1号 平成23年度青森県明るい選挙推進事業実績について 報告第2号 新委員の委嘱及び委員の辞任について 議案第1号 平成24年度青森県明るい選挙推進運動要領(案)について 議案第2号 平成24年度青森県明るい選挙推進事業計画(案)について 議案第3号 役員改選について	
	平成25年3月28日(木) 14:00~ 青森市 ラ・プラス青い森 3階プリムラ		青森県明るい選挙推進協議会役員会 ・案件 報告第1号 平成24年度青森県明るい選挙推進事業実績について 議案第1号 平成25年度青森県明るい選挙推進運動要領(案)について 議案第2号 平成25年度青森県明るい選挙推進事業計画(案)について	

IV 資 料

1 青森県明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、青森県明るい選挙推進協議会という。

(目 的)

第2条 本協議会は、国民の政治意識の向上を図るとともに各種公職の選挙が明るく行われるよう推進し、もって民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本協議会は、別表の団体及び本協議会が推薦する学識経験者をもって組織する。

(役 員)

第4条 本協議会に次の役員を置く。

会 長

副 会 長 2名

常任委員 若干名

2 会長及び副会長は、総会において委員の中から構成員の協議によって定める。

3 常任委員は委員の中から会長が指名する。

4 役員の内任はそれぞれ2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長、副会長の職務)

第5条 会長は本協議会の事務を統轄し、会議の議長となり本協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は総会及び役員会とし、総会は全委員をもって、役員会は会長、副会長、常任委員をもって、それぞれ構成する。

(総会の議決すべき事項)

第7条 総会は次の事項を議決する。

1 会長、副会長の選定に関する事。

2 明るい選挙の推進運動の基本方針に関する事。

3 本協議会の事業計画に関する事。

4 規約の改正に関する事。

(役員会の議決すべき事項)

第8条 役員会は次の事項を議決する。

1 委員を新たに委嘱する事。

2 総会に付議すべき事項

第9条 削除

(事務局)

第10条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は青森県選挙管理委員会事務局内に置き、職員は同委員会事務局の職員をもってこれにあてる。

第11条 削除

附 則

この規約は、昭和36年5月19日から実施する。

昭和28年3月23日から実施の青森県公明選挙推進協議会規約は廃止する。

附 則

この規約は、昭和40年4月15日から実施する。

附 則

この規約は、昭和49年5月9日から実施する。

附 則

この規約は、昭和52年4月12日から実施する。

附 則

この規約は、昭和57年3月15日から実施する。

附 則

この規約は、平成20年4月28日から実施する。

2 青森県明るい選挙推進協議会 構成員名簿

団体の部(15団体)

役職	団体名
委員	青森県公民館連絡協議会
〃	青森県地域婦人団体連合会
〃	青森県連合青年団
〃	青森放送株式会社
〃	株式会社青森テレビ
〃	青森朝日放送株式会社
〃	日本放送協会青森放送局
〃	青森県高等学校PTA連合会
〃	株式会社東奥日報社
〃	株式会社陸奥新報社
〃	株式会社デーリー東北新聞社
〃	株式会社エフエム青森
〃	公益社団法人日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会
〃	青森県PTA連合会

〃	学生団体「選挙へGO!!」
---	---------------

学識経験者の部(23名)

役職	氏名	所属・職業等
会長	木村 良一	青森中央学院大学大学院教授
副会長	櫛引 八千代	五所川原市推協会長
〃	川上 権三郎	十和田市推協常任委員
常任委員	小野 亥留馬	フリージャーナリスト
〃	小寺 明子	元青森市地域婦人団体連合会会長
〃	田端 義宏	鱒ヶ沢町推協会長
〃	松田 里司	むつ市推協会長
〃	野藤 絹江	外ヶ浜町推協会長
〃	古川 陽太郎	平川市推協会長
〃	渡部 一清	青森市推協会長
〃	柿崎 光顯	県選挙管理委員会委員長
委員	新岡 千覚	県選挙管理委員会委員長職務代理者
〃	櫻田 静子	県選挙管理委員会委員
〃	木村 豊	県選挙管理委員会委員
〃	上村 次郎	弘前市推協会長
〃	佐々木 勝紀	八戸市推協会長
〃	佐藤 淳	青森中央学院大学専任講師
〃	柏谷 至	青森大学教授
〃	西東 克介	弘前学院大学准教授
〃	中野 聖子	県教育庁生涯学習課長
〃	濱舘 豊光	広報広聴課長
〃	田中 俊匡	県選挙管理委員会事務局長
〃	戸沼 康弘	県選挙管理委員会事務局次長

3 明るい選挙推進協議会 北海道・東北地区連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、明るい選挙推進協議会北海道・東北地区連絡協議会という。

(組 織)

第2条 本会は、北海道・東北六県の明るい選挙推進協議会（以下「道県推協」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、道県推協相互と財団法人明るい選挙推進協会（以下「協会」という。）との連絡調整を図り、明るい選挙推進のため諸活動が円滑に実施できるよう研究協議を行い、明るい選挙の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 道県推協間の連絡提携に関すること。
- (2) 道県推協と協会との連絡調整に関すること。
- (3) 明るい選挙に関する研究協議及び交換研修等を行うこと。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 1 名

- 2 役員は会議において互選する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も新たな役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 4 任期途中で役員が欠けた場合、新たに選任された役員任期は前任者の在任期間とする。
- 5 役員は再任されることができる。

(役員職務)

第6条 会長は、本会の事務を統括し本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(事 務 局)

第7条 本会の事務局は、会長の所属する道県の推協内に置く。

(会 議)

第8条 本会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年1回、臨時会は必要に応じて行うものとし、会長がこれを召集する。

(補 則)

第9条 その他本会の運営に関して必要な事項はそのつど会議にはかって定める。

附 則

この規約は、昭和51年9月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年7月26日から施行する。

4 選挙をきれいにする国民運動青森県本部設置要領

(昭和50年6月13日設置)

1 趣 旨

政治に対する県民の信頼を回復し議会制民主政治の健全な発展を期するためには、県民の政治意思の表明である選挙をきれいなものにし、これに金がかかりすぎる弊風を改めることが刻下の急務である。

この県民の要請は、単に選挙制度や政治資金規正法の改正のみによってなしうるものではなく、政治に携わる者が自ら襟を正すとともに、県民も主権者としての政治的自覚を高める必要がある。さきの国会においても選挙をきれいにするため一大国民運動を展開すべきであるとの決議がなされ、国においてもこの趣旨の徹底をはかるため「選挙をきれいにする国民運動推進本部」を設置し、この国民運動を展開することとなったが、本県においても「選挙をきれいにする国民運動青森県本部」を設け、その実効を期するものとする。

2 組 織

- (1) この本部は、本部長・副本部長及び本部員で組織する。
- (2) 本部長及び副本部長は、本部員の中から本部員の協議によって定める。
- (3) 本部員は、次の者をもって充てる。

青森地方検察庁検事正

青森県副知事

青森県教育委員会教育長

青森県警察本部本部長

青森県明るい選挙推進協議会会長

青森県選挙管理委員会委員長

東奥日報社社長

デーリー東北新聞社社長

陸奥新報社社長

朝日新聞社青森支局支局長

河北新報社青森総局総局長

共同通信社青森支局支局長

サンケイ新聞社青森支局支局長

時事通信社青森支局支局長

日本経済新聞社青森支局支局長

毎日新聞社青森支局支局長

読売新聞社青森支局支局長

株式会社青森テレビ社長

青森放送株式会社社長

日本放送協会青森放送局局長

- (4) 本部に幹事を置き、本部長が委嘱する。
- (5) 幹事は本部の所掌事務について本部長及び本部員を補佐する。

3 庶 務

この本部の庶務は青森県選挙管理委員会事務局において行う。

5 明るい選挙推進基本要領

昭和53年4月19日自治管第84号
自治省行政局長通知
昭和56年3月20日一部改正
平成13年1月4日一部改正

第一 趣 旨

民主政治の健全な発展のためには、その基盤である選挙が明るく行われることが不可欠の要件である。そのためには政党並びに政治家、公職の候補者を始めとする選挙運動に携わる者の良識ある行動が望まれるが、まずもって国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚、豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要である。

この点にかんがみ、明るい選挙の推進にあたっては、政治、選挙の現状及び問題点等について国民の認識を高めるとともに、選挙のルールを守り金のかからないきれいな選挙を実現するための運動及び政治の倫理化を推進するための運動を盛り上げることを基本理念として、全国的な啓発活動及び各地域における当該地域の実情に適応した啓発活動を展開し、もって日本の民主政治の発展に寄与しようとするものである。

第二 基本的すすめ方

上記の趣旨を達成するため、国民の政治常識を高め、政治倫理を確立するための運動を行うための「選挙常時啓発事業」及び金のかからないきれいな選挙をよびかける「選挙をきれいにする国民運動」を推進することとする。

国、都道府県及び市町村は、この運動を有機的、効率的に推進するよう相互の協力を図るとともに、明るい選挙推進協議会をはじめとする民間の啓発推進団体とともに緊密な連携を保ち、一体的な事業実施体制のもとにそれぞれの特性を生かした事業を行うよう努めるものとする。

特にこの事業は、地方公共団体における一般的な行政とも密接な関連を有するものであるから、これらの事業との相互協調体制を確立し、広く国民の参加を得られるよう配慮するものとする。

第三 関係機関の役割

- 1 国は、全国的な目標を設定する等この運動の基本方針を定めるとともに、都道府県及び市町村が実施することが困難なもの、または広く全国的規模で実施することにより最もその効果が期待される事業について、明るい選挙推進協会等関係諸団体と緊密な連携を保ちながら、その円滑な実施に努めることとする。
- 2 都道府県は、市町村との緊密な連絡協調を保ち、当該地方の諸事情を十分考慮の上、共同事業、補完事業等の実施による管内市町村の総合調整、民間団体との連携事業の実施等、この運動の活発かつ均衡のとれた推進に努めることとする。

- 3 市町村は、その性格上最も選挙人に身近な立場にあることから、話し合い事業等選挙人に密着した事業を計画し、民間団体とも協調の上、直接地域住民にこの運動への参加を求めながらきめこまかな日常活動を行うこととする。

第四 事業実施の方法

この運動を推進するにあたっては、主として次の事項に留意するとともに、選挙常時啓発事業については別に定める「選挙常時啓発事業推進要綱」に基づき、「選挙をきれいにする国民運動」については選挙をきれいにする国民運動推進本部において定めるその推進要綱に基づき実施するものとする。

1 民間推進団体との協調体制の強化

この運動が真に国民運動として定着するためには民間団体の積極的な活動が不可欠である。このため明るい選挙推進協会、都道府県及び市町村の明るい選挙推進協議会との相互協調体制をさらに強化し、運動の実施にあたっては、積極的な相互援助に努めるものとする。

2 社会教育活動との連携

内閣府、文部科学省、都道府県及び市町村の教育委員会等の行政機関、公民館、図書館、等の社会教育施設並びに青年団体、婦人団体、PTA等の社会教育関係団体と密接な連絡を保ち、それらの行う社会教育活動と連携してさらに効果のあがるよう努めるものとする。

3 学校教育との連携

文部科学省並びに都道府県及び市町村の教育委員会の協力を得て、将来の有権者である小学校、中学校、高等学校の児童生徒に対し、政治、選挙について理解をもたせるよう努めるものとし、それに必要な参考資料の提供、便宜の供与等を行うものとする。

4 報道機関との協力

新聞、雑誌、放送等の報道機関の果す機能の重要性にかんがみ、これらの機関に対し適宜必要な資料、情報等を提供し、その協力を求め、この運動を広く国民に呼びかけるものとする。

5 事業の共同実施

都道府県及び数市町村または数市町村相互間において共同で実施することにより一層の効果が期待できる事業については、関係機関において十分協議の上、実施に努めるものとする。

6 選挙常時啓発事業推進要綱

昭和53年4月19日自治管第84号
自治省行政局長通知
昭和56年3月20日一部改正
平成13年1月4日一部改正

民主政治の健全な発展を期するには、国民一人一人が主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要であり、そのためには、長期的展望にたった地道な啓発活動が不可欠なものとなる。この見地から明るい選挙推進基本要領に基づき、きれいな選挙の推進、政治の倫理化の推進を図るための話し合い事業、指導者養成事業等下記に掲げる事業を中心とする運動を選挙常時啓発事業として実施し、「選挙をきれいにする国民運動」の推進とあいまって明るい選挙の実現に努めるものとする。

1 総務省の行う事業

(1) 選挙管理委員会に対する助言

都道府県及び市町村の選挙管理委員会が実施する各種事業に対し、適切な助言を行い、事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

(2) 啓発資料の提供

政治や選挙に関する資料を適宜関係機関に提供し、その積極的な協力を得るものとする。

(3) 明るい選挙推進協会等との連携

明るい選挙推進協議会等との連携を一層強化し、広く全国的規模で啓発のためのテレビ・ラジオのスポット放送等の事業及び政治倫理化を推進するための会議、資料配布及び啓発番組放送等各種の事業を実施することにより、啓発活動の効果的な推進を図るものとする。

2 都道府県選挙管理委員会の行う事業

(1) 市町村選挙管理委員会に対する助言、協力

市町村選挙管理委員会が実施する各種啓発事業に対し適切な助言、協力をを行い、もって事業の円滑かつ効率的な推進を図るものとする。

(2) 指導者の研修

地域、職域において真にこの運動の中核となるべき第一線指導者を養成するため、市町村の指導者を対象として研修会を実施し、さらにこの研修効果を高め指導者の連帯意識の高揚を図るため、受講後の研究会等の開催に努めるよう市町村に助言するものとする。

(3) 新有権者の研修

新しく有権者となった新成人の政治、選挙に対する関心を高め、政治、選挙への積極的な参加を期するとともに、地域におけるこの運動の青年リーダーを養成するため、

新有権者研修会を実施するものとする。

(4) 各種広報媒体の活用

広報紙その他の広報媒体は、啓発活動に果す役割が極めて大きいので、常にその活用に留意し、必要に応じ啓発資材の作成、提供等を行うものとする。

(5) 都道府県明るい選挙推進協議会との連携

都道府県明るい選挙推進協議会との連携をさらに強化し、研修会、講演会等の各種行事の内容充実を努め、この運動の住民への一層の浸透を期するものである。

(6) その他の事業

その他この運動を推進するために必要な事業を行う。

3 市町村選挙管理委員会の行う事業

(1) 話し合い事業の実施

話し合い活動の助言者、協力者等と連絡を密にし、話し合い活動の場づくり、啓発資料の提供等を行い、話し合い事業が国民に対し、政治、選挙に対する正しい理解と認識を植え付ける場となるようその養成助長に努めるものとする。

(2) 研修終了後における研修会等の実施

常時啓発における各種の研修を終了した者の連帯意識の醸成を図るため、相互研修会等を開催するものとする。

(3) 学級講座・後援会等の開催

社会教育機関、施設及び団体等が開設する各種学級講座において、政治、選挙に関するものを採り入れるよう積極的に働きかけるとともに、市町村選挙管理委員会においても講座、講演会、研修会、座談会等の開催に努めるものとする。

(4) 各種広報媒体の活用

有線放送施設、広報紙その他の広報媒体は、啓発活動に果す役割が極めて大きいので、常にその活用に留意し、必要に応じ啓発資料の作成、提供等を行うものとする。

(5) 市町村明るい選挙推進協議会との連携

市町村明るい選挙推進協議会との連携を常に密にし、地域住民と一体となった運動を展開し、地域住民がこぞってこの運動に参加する体制の確立を図るものとする。

(6) その他の事業

その他この運動を推進するために必要な事業を行う。

7 選挙をきれいにする国民運動推進要綱

（昭和50年3月18日本部決定）
（昭和53年4月10日一部改正）

第一 趣 旨

政治に対する国民の信頼を回復し、議会制民主政治の健全な発展を期するためには、選挙の姿勢を正し、これを明るくきれいにするのが不可欠の要件である。

そのためには、政党並びに候補者及び選挙運動に携わる者が良識ある行動をとるとともに、国民の一人一人が主権者としての自覚を高め豊かな政治常識を身につけることが必要である。

ここに、選挙のルールを守り、これに金がかからないようにするための一大国民運動として「選挙をきれいにする国民運動」を強力に推進するものとする。

第二 重点目標

1. 議会制民主政治を守るためには、その基盤である選挙をきれいにし、これに金がかかりすぎないようにすることが刻下の急務であることを国民に訴え、国民の自覚と政治意識の高揚に努めること。
2. 金のかからない選挙を実現するため、政治に携わる者は襟を正し選挙のルールを守るよう強く訴えること。
3. 買収・供応などの悪質な選挙犯罪をはじめ事前運動その他の選挙違反を一掃し、選挙の姿勢を正すこと。

第三 運動のすすめ方の基本

この運動を推進するに当たっては、過去二十数年にわたる啓発運動を再検討し、その推進方法について創意と工夫を重ね、国民に対して直接的かつ実践的な運動を展開するものとする。

1. 中央に設置する「選挙をきれいにする国民運動推進本部」は、この運動の基本方針や総合的かつ効果的なすすめ方等に関し、連絡、協議を行い、各機関相互の緊密な連携のもとにこの運動の中核組織としての実をあげるものとする。
2. 都道府県においても、中央の国民運動推進本部に準じ、「選挙をきれいにする国民運動（都道府県）本部」を設置し、効果的な運動方法について連絡、協議を行うものとする。また、市町村においても、その実情に応じ、本部を設置し、この運動を効果的に推進するものとする。
3. 状況に応じ「選挙をきれいにする国民運動推進強調期間」を設け、推進運動を重点的に実施することにより、この運動の趣旨を周知徹底するものとする。
4. 新聞、放送等の報道機関との密接な協力体制を確立し事業の共催、後援等を依頼するとともに、積極的に資料、情報の提供を行い、この運動が国民に浸透するよう協力をもとめるものとする。

5. 教育委員会及び公民館等の社会教育施設並びに青年団体、婦人団体等の民間諸団体が行う社会教育活動と相提携して、この運動をより効果的に推進するものとする。
6. 都道府県及び市町村の広報部局との連携を深め、各種広報媒体の積極的な活用等を通じて、この運動が広く国民に浸透するよう協力を求めること。

第四 実施事業の概要

1. 国の行う事業

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による啓発
新聞、ラジオ、テレビ等により、公職選挙法、政治資金規正法等における選挙に関する各種の制度の周知徹底に努める。
- (2) 本部情報の発行
都道府県及び市区町村の推進本部に対し、この運動を進めるために必要な情報を提供するため、本部情報を発行する。
- (3) 各種啓発資料、資材の作成
この運動を進めるために必要な資料、資材（パンフレット、リーフレット等）を作成し、関係機関に配布する。
- (4) 広報紙の発行
この運動を広く国民に周知させ、さらに選挙に関する情報を提供するため、広報紙を発行する。
- (5) その他の事業
その他、この運動を推進するため、必要な事業を行う。
(上記(3)及び(4)の事業は、明るい選挙推進協会に委託して行う。)

2. 都道府県の行う事業

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による啓発
新聞、ラジオ、テレビ等を活用し、選挙制度等の周知等に努める。
- (2) 推進大会の開催
「選挙をきれいにする国民運動（都道府県）推進大会」を開催し、この運動の気運醸成を図る。
- (3) 街頭啓発の実施
パレード等により街頭啓発を実施し、きれいな選挙の推進を直接選挙人に呼びかける。
- (4) 講座、講演等の開催
広く都道府県民を対象として、政治、選挙に関する講座、講演会等を開催し、政治、選挙に対する認識を深め、きれいな選挙の推進を図る。
- (5) 都道府県の発行する広報紙等の活用
都道府県の発行する広報紙（誌）及びラジオ、テレビによる広報番組を積極的に活用する。
- (6) 啓発資材等の作成配布
この運動を推進するため、必要な資料、資材（パンフレット、リーフレット等）

を作成し配布する。

(7) その他の事業

その他、この運動を推進するため、必要な事業を行う。

3. 市区町村の行う事業

(1) 推進大会の開催

「選挙をきれいにする国民運動（市区町村）推進大会」を開催し、この運動の気運醸成を図る。

(2) 街頭啓発の実施

パレード、横断幕、懸垂幕の掲出等により街頭啓発を実施し、きれいな選挙の推進を直接選挙人に呼びかける。

(3) 講座等の開催

政治、選挙に関する講座等を開催し、政治、選挙に対する認識を深め、きれいな選挙の推進を図る。

(4) 市区町村の発行する広報紙等の活用

市区町村の発行する広報紙（誌）を積極的に活用し、選挙のルール of 周知徹底に努める。

(5) 啓発資料、資材の作成配布

選挙に関するルールを周知するために必要な資料、資材を作成し配布する。

(6) その他の事業

その他、この運動を推進するため、必要な事業を行う。

8 市町村における明るい選挙推進協議会等の設置状況

平成25年11月1日現在

市町村名	団体の名称	代表者氏名	設置(予定) 年月日	委員等の数			
				男	女	団体	計
青森市	青森市明るい選挙推進協議会	渡辺 一清	H17.4.1	6	36		42
弘前市	弘前市明るい選挙推進協議会	上村 次郎	S36.5.20	9		10	19
八戸市	八戸市明るい選挙推進協議会	佐々木 勝紀	S32.6.18	27	3	10	40
	三八城白ばらの会	藤田 光子	H1.7.17		100		100
黒石市	黒石市明るい選挙推進協議会	中村 俊悦	S32.5.17	42	17		59
五所川原市	五所川原市明るい選挙推進協議会	櫛引 八千代	H17.11.11	6	35		41
十和田市	十和田市明るい選挙推進協議会	工藤 昭一	H17.5.24	23	12		35
三沢市	三沢市明るい選挙推進協議会	根岸 譽志雄	H21.8.23	9	1		10
むつ市	むつ市明るい選挙推進協議会	松田 里司	S37.12.1	12	10	32	54
つがる市	つがる市明るい選挙推進協議会	白戸 英行	H23.11.29	8	7		15
平川市	平川市明るい選挙推進協議会	古川 陽太郎	H18.6.7	45	41		86
平内町	平内町明るい選挙推進協議会		S35.6.1				0
今別町	今別町明るい選挙推進協議会	上山 等	H5.12.24	9	1	1	11
蓬田村	蓬田村明るい選挙推進協議会	柿崎 昇	H23.11.22	7	1		8
外ヶ浜町	外ヶ浜町明るい選挙推進協議会	野藤 絹江	H18.3.28	7	10		17
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町明るい選挙推進協議会	田端 義宏	S35.4.1	7	10		17
深浦町	深浦町明るい選挙推進協議会	柴田 一喜	H17.3.31	9	12		21
西目屋村	西目屋村明るい選挙推進協議会		H1.5.10				0
藤崎町	藤崎町明るい選挙推進協議会		H17.3.28				0
大鰐町	大鰐町明るい選挙推進協議会	長内 幸子	H9.4.3		22		22
田舎館村	田舎館村明るい選挙推進協議会	稲葉 昌子	S37.5.15	23	20		43
板柳町	板柳町明るい選挙推進協議会	村山 繁	H8.10.4	15	5		20
鶴田町	鶴田町明るい選挙推進協議会	神成 豊義	S55.6.1	12	2		14
中泊町	中泊町明るい選挙推進協議会	古川 和枝	H17.7.21	8	28		36
野辺地町	野辺地町明るい選挙推進協議会	伊藤 ヒサ子	S48.7.26	7	11		18
七戸町	七戸町明るい選挙推進協議会	三浦 元	H17.11.10	15	7		22
六戸町	六戸町明るい選挙推進協議会	盛田 嘉彦	S41.3.31	9	2		11
横浜町	横浜町明るい選挙推進協議会		S53.6.23				0
	横浜町白ばら友の会		S47.3.22				0
東北町	東北町明るい選挙推進協議会	逄 和子	S61.12.13	7	10		17
六ヶ所村	六ヶ所村明るい選挙推進委員会		S49.6.1				0
おいらせ町	おいらせ町明るい選挙推進協議会	小西 博	H19.3.1	9	6		15
大間町	大間町明るい選挙推進協議会	山崎 アイ子	H10.3.23		7		7
東通村	東通村明るい選挙推進協議会	南谷 悦男	S39.4.1	7	1		8
風間浦村	風間浦村明るい選挙推進協議会	鈴木 篤	S38.2.18	7	6		13
佐井村	佐井村明るい選挙推進協議会	松谷 三枝	H17.3.18	1	5		6
三戸町	三戸町明るい選挙推進協議会	貝守 恒夫	S61.3.3	8	2		10
五戸町	五戸町明るい選挙推進協議会		S37.4.1				0
田子町	たっこ白バラ友の会	宮村 博幸	S56.9.17	32	8		40
南部町	南部町明るい選挙推進協議会	掛端 麻美子	H24.8.7	13	5		18
階上町	階上町明るい選挙推進協議会	新井田 トミ	S42.2.1	16	6		22
	階上町臥牛白バラ友の会	中城 清	S46.8.5	3			3
新郷村	新郷村明るい選挙推進協議会	戸田 真	S53.12.4	23	7		30

委員数: 男 441、女 456、団体 53、合計 950

設置市町村数: 40 設置団体数43(推協 39、白ばら 4)

休止中の団体数: 12

9 市町村長及び議会議員の任期満了日

(平成25年12月27日現在)

市町村名	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		議員定数	
	長	議員	長	議員	長	議員	長	議員	長	議員	現在	次回改選後
1 青森市		11.25					4.23			11.25	41	(35)
2 弘前市	4.15			4.30					4.15		34	
3 八戸市				5.1			11.16				36	(32)
4 黒石市	7.17			4.30					7.17		16	
5 五所川原市	7.8			2.15					7.8		26	
6 十和田市		12.31					1.29			12.31	22	
7 三沢市			6.16			3.19					18	
8 むつ市			7.14	10.15							26	
9 つがる市				2.10			3.12				24	(20)
10 平川市	2.4			7.31					2.4		20	
11 平内町			11.14			3.30					14	
12 今別町						3.30	10.12				7	
13 蓬田村				4.29			11.8				8	
14 外ヶ浜町				3.27			4.23				14	(11)
15 鱒ヶ沢町						3.30	12.26				12	
16 深浦町				4.23	12.20						12	
17 西目屋村	2.25			4.30					2.25		7	(6)
18 藤崎町			11.19	10.8							14	
19 大鰐町	7.21	12.31							7.21	12.31	12	
20 田舎館村				9.30	11.17						10	(8)
21 板柳町			4.29			3.9					12	
22 鶴田町	8.20					2.29			8.20		12	
23 中泊町				1.15			4.23				15	
24 野辺地町			10.26	4.30							14	
25 七戸町				4.23			4.23				16	
26 六戸町				4.30	1.27						12	
27 横浜町				4.29	12.11						10	
28 東北町		9.30					4.23			9.30	16	
29 六ヶ所村	7.6			4.29					7.6		18	
30 おいらせ町	3.25			4.30					3.25		16	
31 大間町				4.29			1.18				10	
32 東通村				4.30			4.12				14	
33 風間浦村			4.23	4.30							8	
34 佐井村				4.29			4.21				8	
35 三戸町					12.15	3.19					14	
36 五戸町			6.26			2.28					18	
37 田子町				5.29	1.14						10	
38 南部町	2.11			9.30					2.11		18	
39 階上町				4.29			12.23				14	
40 新郷村						7.28	5.28				8	
市計	4	2	2	7	0	1	4	0	4	2		
町村計	6	2	6	20	6	8	12	0	6	2		
県計	10	4	8	27	6	9	16	0	10	4		

10 選挙人名簿登録者数

平成25年12月2日現在

区分					区分				
市町村名	男	女	計	前年比 (増減)	市町村名	男	女	計	前年比 (増減)
青森市	113,605	134,251	247,856	-1,393	野辺地町	5,703	6,564	12,267	-161
弘前市	68,053	82,078	150,131	-778	七戸町	6,878	7,580	14,458	-250
八戸市	92,617	103,241	195,858	-571	六戸町	4,297	4,659	8,956	102
黒石市	13,593	16,142	29,735	-301	横浜町	2,088	2,138	4,226	-80
五所川原市	22,386	26,963	49,349	-375	東北町	7,665	8,374	16,039	-210
十和田市	25,169	28,089	53,258	-376	六ヶ所村	4,787	4,188	8,975	-117
三沢市	16,122	17,005	33,127	-132	おいらせ町	9,616	10,413	20,029	43
むつ市	24,923	26,773	51,696	-461	上北郡計	41,034	43,916	84,950	-673
つがる市	14,065	16,115	30,180	-467	大間町	2,504	2,412	4,916	-77
平川市	12,882	14,940	27,822	-204	東通村	3,068	2,944	6,012	-53
市計	403,415	465,597	869,012	-5,058	風間浦村	961	996	1,957	-55
平内町	5,018	5,563	10,581	-251	佐井村	1,033	1,016	2,049	-32
今別町	1,340	1,549	2,889	-78	下北郡計	7,566	7,368	14,934	-217
蓬田村	1,270	1,403	2,673	-45	三戸町	4,551	5,213	9,764	-134
外ヶ浜町	2,979	3,331	6,310	-174	五戸町	7,686	8,404	16,090	-208
東津軽郡計	10,607	11,846	22,453	-548	田子町	2,582	2,849	5,431	-84
鱒ヶ沢町	4,559	5,290	9,849	-203	南部町	7,993	8,902	16,895	-233
深浦町	3,886	4,433	8,319	-110	階上町	5,851	5,940	11,791	-69
西津軽郡計	8,445	9,723	18,168	-313	新郷村	1,210	1,284	2,494	-48
西目屋村	614	677	1,291	-26	三戸郡計	29,873	32,592	62,465	-776
中津軽郡計	614	677	1,291	-26	町村計	127,964	141,057	269,021	-3,264
藤崎町	6,071	7,122	13,193	-17	衆議院1区	155,365	183,393	338,758	-2,617
大鰐町	4,319	5,158	9,477	-185	衆議院2区	122,500	131,555	254,055	14,231
田舎館村	3,255	3,693	6,948	-39	衆議院3区	114,804	127,429	242,233	-17,437
南津軽郡計	13,645	15,973	29,618	-241	衆議院4区	138,710	164,277	302,987	-2,499
板柳町	5,700	6,866	12,566	-116	県計	531,379	606,654	1,138,033	-8,322
鶴田町	5,398	6,274	11,672	-98	H25.9.2(前回)	531,982	607,277	1,139,259	-1,226
中泊町	5,082	5,822	10,904	-256	H24.12.2	535,318	611,037	1,146,355	-7,136
北津軽郡計	16,180	18,962	35,142	-470	H23.12.2	538,884	614,607	1,153,491	-4,885
					H22.12.2	541,533	616,843	1,158,376	-6,559
					H21.12.2	544,950	619,985	1,164,935	-6,053
					H20.12.2	548,068	622,920	1,170,988	-8,299

(注)「H25.6.2(前回)」の「前年比(増減)」欄には、今回の定時登録者数との増減数を記載している。

(注)「区割り改定法」の施行により、五戸町が衆議院3区から衆議院2区に改定された(次回総選挙から適用)。
次回総選挙の前に補欠選挙が行われる場合は従来の選挙区による。

	男	女	計	前年比
衆議院2区 (区割り改定法適用前)	114,814	123,151	237,965	-1,859
衆議院3区 (区割り改定法適用前)	122,490	135,833	258,323	-1,347

区割り改定法: 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

11 県・市町村委員職員名簿

(平成25年11月2日現在)

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
青森県 TEL:017-734-9076(直通) 017-722-2111(内線5353、5355) FAX:017-734-8264 senkan@pref.aomori.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	柿崎 光顯 新岡 千覚 上山 貢 櫻田 静子	書記長/局長 書記/次長 書記/総括主幹 書記/主幹 書記/主幹 書記/主査 書記/主査	田中 俊匡 戸沼 康弘 沼田 弘一 千葉 茂 須藤 一彦 田中 咲子 畠山 和徳
青森市 TEL:017-734-1111 内線:6201(局長)、6210(次長) 6211、6212(担当) 直通:017-734-5822 FAX:017-734-1124 senkyo-kanri@city.aomori.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	坪田 左近 福田 マユ 丸本 善昭 田中 義博	事務局長 事務局次長 主幹 主査 主事 主事 主事	安保 明彦 太田 有隆 柴田 一史 神 礼一 大沢 真也 菊池 諭 竹内 郁江
弘前市 TEL:0172-35-1111 内線:局長(465)、次長(558)、担当(464) 直通:0172-35-1129 FAX:0172-38-3396 senkan@city.hirosaki.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	松山 武治 一戸 鐵弘 成田 満 三國 徹	事務局長 次長 主幹 主査	成田 靖志 阿保 誠一郎 粟嶋 博美 木村 幸生
八戸市 TEL:0178-43-2111 内線:局長(123)、次長(115)、437、438 直通:0178-43-9167 FAX:0178-45-2077 senkyo@city.hachinohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	野坂 哲 福島 正敏 三浦 辰男 赤澤 榮治	事務局長 次長 副参事 主幹 主査 主査 主事 嘱託員 市民課副参事	村岡 威伴 小林 憲博 夏坂 一史 山道 隆央 中村 栄司 二本柳 恵三 藤谷 麻理子 滝田 砂緒 馬渡 弘子
黒石市 TEL:0172-52-2111 内線:414 FAX:0172-52-5324 senkan@city.kuroishi.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	乗田 兼雄 北山 雄一 佐藤 光廣 佐藤 綾子	事務局長 主査	高谷 倉英 佐藤 周紀
五所川原市 TEL:0173-35-2111 内線:2751(事務局長)、2752(担当) FAX:0173-35-2168 senkan@city.goshogawara.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	白川 昭磨 高谷 博昭 工藤 理一 田中 節雄	事務局長 次長 主幹 主任	田中 馨 鎌田 寿 田附 浩司 山中 健聖
十和田市 TEL:0176-23-5111 内線:局長(433)、次長(431)、担当(432) 直通:0176-51-6778 FAX:0176-23-5323 senkan@city.towada.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	古舘 實 高屋 實 齋藤 美悦 太田 敏男	局長 次長 次長 主幹 主任主査 主査 主事 主事	高野 富治 竹ヶ原 松生 三浦 綾子 堰野端 節子 成田 聖徳 村中 健大 野崎 俊介 奥沢 淳

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
三沢市 TEL:0176-53-5111 内線:局長(308)、担当(309) FAX:0176-52-5655(代表) senkyo@city.misawa.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	河村 幸利 佐々木 仁 織笠 光子 古間木 勝弘	事務局長 次長兼庶務係長 主事	立崎 裕輔 森 建身 小比類巻 浩
むつ市 TEL:0175-22-1111 内線:3310(局長)、3312(次長)、3313(係) 直通:0175-22-7678 FAX:0175-22-7678 mt-senkan@city.mutsu.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	畑中 政勝 久慈 徹雄 工藤 武信 白川 光治	書記長/事務局長 書記/次長 書記/主事 書記/主事	氣田 憲彦 館 健二 徳 学 鈴木 聡
つがる市 TEL:0173-42-2111 内線:375(局長)、376(次長)、377(総括主幹) 直通:0173-42-2508(局長)、0173-42-2540 FAX:0173-42-5655 senkan@city.tsugaru.aomori.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	成田 照男 成田 久 今 久夫 秋田谷 礼子	事務局長 次長兼係長 総括主幹	田村 文英 三上 雅弘 中田 良子
平川市 TEL:0172-44-1111 内線:1450(局長)、1451(担当) FAX:0172-44-8619 senkyo@city.hirakawa.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	内山 久人 佐藤 正道 小田原 喜佐夫 大湯 勝	事務局長 主幹兼係長	白戸 照夫 樋口 幸美
平内町 TEL:017-755-2111 内線:181、225 FAX:017-755-2145 senkan@town.hiranai.aomori.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	田中 明子 伊勢谷 優豪 對馬 博 本堂 隆一	事務局長 係長	船橋 文隆 寺島 晃浩
今別町 TEL:0174-35-2001 内線:217 FAX:0174-35-2298 somu@town.imabetsu.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	上山 等 中島 陸奥男 畑井 敏彦 長島 三千治	事務局長 次長 総括主幹	太田 平次 相内 一 綿谷 有子
蓬田村 TEL:0174-27-2111 内線:220 FAX:0174-27-3255 yomo-akihiko_koshita@vill.yomogita.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	柿崎 昇 藤本 衛 木村 博璋 川崎 勝則	事務局長 書記	濱田 亮 越田 秋彦
外ヶ浜町 TEL:0174-31-1111 内線 204 FAX:0174-31-1215 soumu@town.sotogahama.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	山口 元榮 三上 勇八 山内 俊二 石岡 雄一	事務局長 主任	宮本 一男 蝦名 高
鱒ヶ沢町 TEL:0173-72-2111 内線:397 直通:0173-72-8090 FAX:0173-72-8090 singo@town.ajigasawa.lg.jp	委員長 職務代理人 委員 委員	須藤 壽 戸沼 英哉 外崎 勝美 吉田 照生	事務局長 事務局次長	工藤 茂則 寺沢 慎吾

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
深浦町 TEL:0173-74-2111(代表) 内線:事務局長(211)、次長(212)、係長(217)、 担当(219、220) 直通:0173-74-2112 FAX:0173-74-4415 yoshiyuki_nishizaki@town.fukaura.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	兼平 愛助 三浦 文雄 岩森 辰男 相馬 憲藏	事務局長(総務課長) 次長(課長補佐) 係長(行政係長) 主任主査 主任主査 主査 主査 主事補	藤田 修司 春藤 裕 黄金崎 芳幸 根上 真紀子 西崎 良幸 八木橋 心一 福沢 月宝 山崎 裕介
西目屋村 TEL:0172-85-2111 内線:310 直通:0172-85-2807 FAX:0172-85-3040 nishimeya-gikai@vill.nishimeya.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	三浦 正直 前山 義秋 三上 ヤス子 淵沢 定四郎	局長 主幹	三上 幸雄 三浦 龍児
藤崎町 TEL:0172-75-3111 内線:2260、2261、2610 FAX:0172-75-2515 senkan@town.fujisaki.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	三浦 秀男 加福 孝二 三浦 稔 成田 一成	事務局長 事務局副参事/事務局長補佐 事務局長補佐/係長 主任主査 主任主査 主事	五十嵐 晋 小野 信幸 森 篤 三浦 良彦 桂 航一郎 本間 千春
大鰐町 TEL:0172-48-2111 内線:局長(111)、担当(123) FAX:0172-47-6788 senkyo@town.owani.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	齊藤 文則 種市 俊一 澁谷 喜八郎 石郷 富明	局長 書記	工藤 啓一 野呂 秀行
田舎館村 TEL:0172-58-2111 内線:162 直通:0172-58-2112 FAX:0172-58-4751	委員長 職務代理者 委員 委員	中山 久志 阿保 則雄 葛西 正人 佐々木 賢三	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	工藤 正造 須藤 芳仁 平川 敬 長内 亮平 鈴木 文人
板柳町 TEL:0172-73-2111 内線:207、208 FAX:0172-73-2120 ita-senkan@town.itayanagi.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	葛西 榮喜 楠美 皓 竹内 昭造 青柳 健一	事務局長 次長 係長	鈴木 清孝 対馬 勝治 会津 鉄大
鶴田町 TEL:0173-22-2111 内線:270(局長)、275(次長)、276(担当) FAX:0173-22-6007 tsu_info@town.tsuruta.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	三浦 郁夫 寺山 保 一戸 平二 澁谷 正行	局長 次長 主査	澤田 武彦 鏡谷 聖 工藤 大志
中泊町 TEL:0173-57-2111 内線:191 直通:0173-57-3622 FAX:0173-57-3849 soumu@town.nakadomari.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	田中 彰一 臺丸谷 優 葛西 讓 山本 孝男	事務局長 係長 書記	飯塚 吾朗 田中 綾人 山中 哲哉
野辺地町 TEL:0175-64-2111 内線:264 FAX:0175-64-9594 yukta@town.noheji.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	野坂 隆 角鹿 三つ瀬 宮部 正録 吉原 有三	事務局長 事務局長補佐 総括主幹	松山 英樹 八木橋 哲也 高山 幸人

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
七戸町 TEL:0176-68-2111 内線:217 直通:0176-68-2112 FAX:0176-68-2486	委員長 職務代理者 委員 委員	古屋敷 満 新館 雄一 和田 幸悦 十枝内 等	事務局長 事務局次長 事務局次長 事務局書記	森田 耕一 伊藤 真理子 岡田 晋 相馬 和徳
六戸町 TEL:0176-55-3111 内線:251 直通:0176-55-3198 FAX:0176-55-3112 senkan@town.rokunohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	高橋 司 四木 豊美 下田 誠一 岡田 良平	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	下田 正幸 長谷 智 金淵 秀一 高田 明宏 田中 利明
横浜町 TEL:0175-78-2111 内線:323 FAX:0175-78-2118 takayuki_umemura@town.yokohama.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	杉山 賢吾 小関 邦雄 三浦 勇三 佐藤 睦子	局長 書記 書記 書記 書記 書記 書記 書記 書記	柏谷 健児 梅村 貴行 若佐 貴仁 菊池 和也 村田 俊樹 菊池 義規 秋田 健大 矢澤 勇貴 長郷 孝子 沢谷 圭介
東北町 TEL:0176-56-3111 内線:160,161 FAX:0176-56-3110 kyouichi_numayama@town.tohoku.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	高松 捷一 小笠原 武志 鶴ヶ崎 秀康 相馬 成登	局長 次長	附田 桂一 沼山 教一
六ヶ所村 TEL:0175-72-2111 内線:231<住民課 119> FAX:0175-71-1314(住民課) 0175-72-2259(選管 分庁舎共有) rks99028@rokkasho.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	高橋 眞作 辻浦 英朗 種市 悦夫 米内 清太郎	事務局長 事務局次長 事務局次長 係長	相内 重男 鳥谷部 幸子 高橋 総司 橋本 智恵美
おいらせ町 TEL:0178-56-2111 内線:218(担当) 直通:0178-56-4701 FAX:0178-56-4364 oirasesenkyo@town.oirase.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	磯沼 寛二 相坂 一男 西川 悦子 工藤 與一	事務局長 事務局員 事務局員 事務局員	田中 富栄 松山 公士 川口 嘉大 下久保 徹春
大間町 TEL:0175-37-2111 内線:13 FAX:0175-37-2478 senkan@town.ooma.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	新井田 義成 石澤 一昭 菊池 泰進 大内 二郎	事務局長 書記 書記 書記 書記 書記	山本 隆 伝法 正広 中新 由記子 金澤 秀人 増山 涉 御厩敷 葉子
東通村 TEL:0175-27-2111 内線:273 FAX:0175-27-2130 senkan@vill.higashidoori.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	南谷 悦男 手間本 修悦 川口 義男 川原田 洋	事務局長 書記 書記	田中 政明 小笠原 伸一 成田 貴弘

団 体 名	委 員 会		事 務 局	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
風間浦村 TEL:0175-35-2111 内線:33 FAX:0175-35-2403 yoshiyuki_noto@kazamaura.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	鈴木 篤 池田 修 濱邊 緑 高佐 八重子	局長 次長	中津 耕太郎 岩崎 まり子
佐井村 TEL:0175-38-2111 内線:11 FAX:0175-38-2492 si-senkan@sai.e-shimokita.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	佐々木 寛昭 宮木 和夫 坪谷 和子 松谷 三枝	事務局長 事務局次長 書記	鹿嶋 年男 間山 英伸 佐々木 一志
三戸町 TEL:0179-20-1111 内線:2260、2261 直通:0179-20-1116、0179-20-1115 fax 0179-20-1102 mail01@town.sannohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	松尾 道郎 日影 芳文 貝守 恒夫 佐々木 富子	事務局長 次長 次長 書記 書記 書記	田丸 実 工藤 寿子 武士沢 忠正 奥山 昇吾 金子 祐之 櫻井 優子
五戸町 TEL:0178-62-2111 内線:214 直通:0178-62-7950 FAX:0178-62-6317 soumu@town.gonohe.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	金澤 孝吉 江戸 正治郎 小保内 満彦 齋藤 正榮	事務局長 次長 班長 総括主査 主査 主査 主事 主事	倉橋 隆穂 手倉森 崇 三浦 清貴 川村 和子 中川原 美智子 小田 昴志 村田 耕一郎 苫米地 裕司
田子町 TEL:0179-32-3111 内線:211(選挙時 130) 直通:0179-20-7111(選挙時 0179-20-7188) FAX:0179-32-4294 takko1201a@town.takko.aomori.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	岩間 正一郎 山川 芳穂 古館 由起子 築田 重身	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	藤田 幸栄 欠端 邦夫 清水田 晃 野方 英美子 山本 美智子
南部町 TEL:0178-84-2111 内線:263 FAX:0178-84-4404 yagita-shinobu@town.aomori-nanbu.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	東 満 中野 正美 田村 千代美 川守田 由松口	事務局長 書記 書記 書記 書記	小萩沢 孝一 久保田 敏彦 戸室 正樹 高森 正博 八木田 信夫
階上町 TEL:0178-88-2111 直通:0178-88-2112 FAX:0178-88-2117 shinya_ha@town.hashikami.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	松川 金次郎 平野 建悟 上平 栄一 高階 繁雄	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	佐京 孝信 佐京 実 畑山 真也 志賀 勝 田村 有弥
新郷村 TEL:0178-78-2111 内線:158、250(選挙時) FAX:0178-78-2118 oshirase@vill.shingo.lg.jp	委員長 職務代理者 委員 委員	田島 孝 佐藤 忠志 坂下 鉄雄 坂根 洋一郎	事務局長 事務局次長 書記 書記 書記	井上 隆美 桜台 博明 横道 敏克 熊谷 賢一 福山 雄亮

平成24年度
明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品



小学校の部 最優秀賞
黒石市立北陽小学校1年
高橋 松吾



中学校の部 最優秀賞
八戸市立大館中学校3年
北城 謙織

贈らない・求めない・受取らない
三ない運動で明るい選挙



明るい選挙イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」